

福岡県公報

平成28年2月9日
第3766号

目次

告示 (第107号 - 第110号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 1
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2

公告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 3
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 介護老人保健施設の許可 (介護保険課) 4
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) 5

公安委員会

- 行政不服審査手続規則を廃止する規則 (案) に係る意見募集

(警察本部監察官室) 5

海区漁業調整委員会

- 福岡湾におけるポンプを使用したアサリ採捕の禁止 (漁業管理課) 5

告示

福岡県告示第107号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年2月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	沓尾線 大橋	行橋市大字沓尾181番1先から 行橋市大字沓尾179番先まで

福岡県告示第108号

保安林の指定をする予定であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の2の規定により次のように告示する。

平成28年2月9日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
福岡市西区大字宮浦字笹尾944、字氏原956の1、956の2、956の4から956の6まで、957、字福ヶ谷961、字灘山962の1、字大平1675
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第109号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成28年2月9日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所
糟屋郡須恵町大字佐谷字観音谷728・746（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字観音谷746、728（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第110号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成28年2月9日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町犀川喜多良字ニデノ木1802

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ニデノ木1802（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年2月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市薦野字山ノ口379番2、381番2、382番1、382番2、386番から388番まで、389番2及び392番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福津市中央一丁目3番4号
金子 佳史

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年2月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市福童字町324-1、324-2、324-9から324-13まで、329-6及び329-10から329-12まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市美鈴が丘二丁目24番地12
岩佐 康雄

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年2月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイレックス篠栗店
- (2) 所在地 糟屋郡篠栗町大字尾仲614番3 外

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年2月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 ゆめマートすわの
- (2) 所在地 久留米市諏訪野町1903番21 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
- (1) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

久留米市では、平成16年4月に「ゴミ減量緊急宣言」を行い事業系ごみの総量抑制と分別の徹底に取り組んでいるため、リサイクル可能なものは分別を徹底して積極的に資源化し、廃棄物の減量に努めること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年2月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 (仮称) ドラッグコスモス国分バイパス店
- (2) 所在地 久留米市国分町字名入817番2 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

市道E12号線に面する出入り口に関して、右折進入による市道の渋滞を防止するため、出入り口では左折が徹底されるよう敷地内に表示をするなど、来店者へ注意喚起を行うこと。

(2) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

久留米市では、平成16年4月に「ゴミ減量緊急宣言」を行い事業系ごみの総量抑制と分別の徹底に取り組んでいるため、リサイクル可能なものは分別を徹底して積極的に資源化し、廃棄物の減量に努めること。

(3) その他

ア 久留米市が管理する道路及び水路にかかる工事が必要な場合は、事前に道路法及び久留米市法定外公共物管理条例に基づく諸手続を行うこと。

イ 都市計画法第32条に基づき久留米市と行った協議内容を遵守すること。

公告

山門郡三橋・瀬高土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年2月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
川口 行男	柳川市三橋町久末419番地3

2 退任監事

氏 名	住 所
山田 定美	柳川市三橋町久末154番地1

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年2月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字堀田1894番及び1930番2の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡篠栗町大字篠栗4789番地12

篠栗交通株式会社

代表取締役 合屋 成孝

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年2月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市神在字犬石ノ前1101番2及び1101番4から1101番27まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区大宮一丁目5番22-1号

有限会社ライフベース

取締役 迫野 正利

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第137条の2の規定により次のように公示する。

平成28年2月9日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
介護保健施設サービス	4053580090	介護老人保健施設舞風台 ユニットケア棟 八女郡広川町大字水原 1498番地	医療法人八女発心会	平成28年 2月1日

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成28年2月9日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社ファクト

(2) 所在地

山口県宇部市大字船木字西ノ浴3344番

(3) 代表者

代表取締役 永川 大竜

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成28年1月26日

4 処分の理由

事業者が、平成28年1月20日付けで山口県知事から産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設設置の許可を取り消され、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当する者に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第4号に該当するに至ったため。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第33号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、行政不服審査手続規則を廃止する規則（案）について、次のとおり意見を募集する。

平成28年2月9日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

平成28年1月28日から平成28年2月26日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部警務部監察官室に備え置く。

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第174号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、水産資源の繁殖保護を図るため、福岡湾（博多湾）内においてアサリを対象にポンプを使用する漁法に関し、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために当該漁法により操業する場合は、この限りではない。

平成28年2月9日

筑前海区漁業調整委員会

会長 本田 清一郎

1 指示の適用海域

福岡市東区志賀島夫婦石埼鼻と福岡市西区今津大原津船埼を結んだ直線と陸岸によって囲まれた海域。

2 禁止事項

ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法でアサリを採捕してはならない。

3 指示期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで